

# 令和5年余市町議会第2回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
延 会 午後 1時50分

○招 集 年 月 日

令和5年6月20日（火曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	庄 木 淳 一
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	中 島 紀 孝
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
ま ち づ くり 計 画 課 長	北 島 貴 光
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	紺 谷 友 之
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	中 島 豊

○開 会

令和5年6月20日（火曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	8番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	山 本 正 行
〃	9番	岸 本 好 且
〃	10番	彫 谷 吉 英
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	近 藤 徹 哉
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	白 川 栄 美 子
〃	17番	寺 田 進
〃	18番	伊 藤 正 明

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広  
書 記 寒河江 美 桜  
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 令和 5 年度余市町一  
般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議案第 2 号 令和 5 年度余市町介  
護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 一般質問

---

開 会 午前 10 時 00 分

○議長 (中井寿夫君) ただいまから令和 5 年余市町議会第 2 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 18 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 3 件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

---

○議長 (中井寿夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 12 番、近藤議員、議席番号 13 番、安久議員、議席番号 14 番、大物議員、以上のとおり指名いたします。

---

○議長 (中井寿夫君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16 番 (白川栄美子君) 令和 5 年余市町議会第 2 回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 3 件、一般質問は 5 名によります 5 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 6 月 22 日までの 3 日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 令和 5 年度余市町一般会計補正予算 (第 2 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 2 号 令和 5 年度余市町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、一般質問は、5 名による 5 件です。

日程第 6、議案第 3 号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 7、議案第 4 号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 8、議案第 5 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即

決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第46期（令和4年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第12期（令和4年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から22日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から22日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

**○議長（中井寿夫君）** 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、6月15日、札幌市において北海道町村議会議長会の第74回定期総会が開催され、会務報告の承認、各地区管内議長会提出案件の採択等を行った後、お手元に配付の決議を採択し、終了したことをご報告申し上げます。さらに、同日後志町村議会議長会臨時総会が開催され、令和4年度の事業報告並びに歳入歳出決算認定についてそれぞれ承認をし、終了いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

---

**○議長（中井寿夫君）** 日程第3、議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○町長（齊藤啓輔君）** ただいま上程されました議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和4年度の歳入歳出確定に伴い、翌年度へ繰り越すべき一般財源を差し引いた令和5年度への繰越金が3億8,265万6,745円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金への積立金と国の令和4年度予算予備費において増額となりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分として実施を計画しております各種事業の中で早期に実施が必要な事業の補正計上、さらにデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けて実施する円山公園サテライトオフィス・テレワーク拠点整備事業の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とアイヌ政策推進事業に係る関連経費の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、利用件数の増加に伴う子育て短期支援事業委託料の補正計上を行ったものであります。

商工費におきましては、再生可能エネルギー導入事業に係る関連経費の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、町内湯内漁港線の道路のり面対策に係る調査設計委託料、峠下川護岸補修に係る調査設計委託料の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、日本海事科学振興財団の助成金を活用して実施する海の学びミュージアムサポート事業に係る関連経費の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額 4 億 9,163 万 1,000 円を既定予算に追加した予算総額は 103 億 426 万円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算第 2 号についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第 1 号 令和 5 年度余市町一般会計補正予算（第 2 号）。

令和 5 年度余市町の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ

れ 4 億 9,163 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 426 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 20 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4 ページをお願いいたします。下段でございます。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、補正額 2 億 2,428 万 7,000 円、24 節積立金 2 億 2,428 万 7,000 円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金 2 億円と寄附による余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 2,428 万 7,000 円の補正計上でございます。

5 目企画費、補正額 643 万 4,000 円につきましては、アイヌ政策推進事業の補正計上でございます。内訳といたしまして、12 節委託料 168 万 8,000 円につきましては、アイヌ文様車両運行事業委託料 144 万 8,000 円、アイヌ文化関連施設周遊事業委託料 24 万円の補正計上でございます。17 節備品購入費 474 万 6,000 円につきましては、車両購入に係る補正計上でございます。

15 目新型コロナウイルス対策事業費、補正額 1 億 3,258 万 4,000 円につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額、拡充に伴う低所得世帯支援及びエネルギー、食料品価格等の物価高騰に対する支援に係る事業のほか、学校保健特別対策事業に係る補正計上でございます。内訳といたしまして、1 節報酬 235 万 5,000 円、3 節職員手当 209 万 5,000 円、4 節共済費 39 万 5,000 円、8 節旅費 3 万 2,000 円につきましては、低所得世帯支援に係る事務費の補正計上でございます。10 節需用費 148 万

2,000円につきましては、同じく低所得世帯支援に係る事務費として消耗品費30万1,000円と印刷製本費10万1,000円のほか、学校保健特別対策事業に係る消耗品費100万円の補正計上でございます。11節役務費142万8,000円、12節委託料180万円につきましては、低所得世帯支援に係る事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金1億2,299万7,000円につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援といたしまして、農業・漁業・水産加工業エネルギー価格高騰対策支援事業助成金1,500万円、学校給食費保護者負担軽減助成金494万7,000円の補正計上と低所得世帯支援といたしまして、低所得世帯緊急支援給付金1億305万円の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額47万3,000円、12節委託料47万3,000円につきましては、利用件数の増加に伴う子育て短期支援事業委託料の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額3,606万円、7節報償費9万円につきましては、再生可能エネルギー導入推進検討会有識者報償金の補正計上でございます。8節旅費33万円につきましては、再生可能エネルギー導入推進検討会開催に係る費用弁償3万円と先進地視察に係る普通旅費30万円の補正計上でございます。12節委託料3,564万円につきましては、再生可能エネルギー導入調査委託料の補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額1,980万円、12節委託料1,980万円につきましては、町道法面对策調査設計委託料1,540万円と町道法面立木伐採委託料440万円の補正計上でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補正額1,900万円、12節委託料1,900万円につきましては、河川護岸補修調査設計委託料の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、5

項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額5,090万円につきましては、円山公園サテライトオフィス・テレワーク拠点整備事業に係る工事請負費4,319万円と17節備品購入費771万円の補正計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額55万円、17節備品購入費55万円につきましては、寄附に伴います一般学校用備品の補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額45万円、17節備品購入費45万円につきましては、寄附に伴います一般学校用備品の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、6目水産博物館費、補正額12万1,000円、10節需用費12万1,000円につきましては、水産博物館施設の修繕に係る補正計上でございます。

7目文化財総務費、補正額97万2,000円、内訳といたしまして8節旅費48万4,000円と10節需用費48万8,000円のうち消耗品費15万8,000円につきましては、海の学びミュージアムサポート事業に係る経費のほか、修繕費33万円につきましては文化財施設の修繕に係る補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億6,218万3,000円、1節総務費国庫補助金1億6,218万3,000円につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金2,545万2,000円、アイヌ政策推進交付金514万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,158万4,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額13万5,000円、2節児童福祉費国庫補助金13万5,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金の補正計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額50万円、1節小

中学校費国庫補助金50万円につきましては、学校保健特別対策事業費補助金の補正計上でございます。

6目商工費国庫補助金、補正額3,606万円、1節商工費国庫補助金3,606万円につきましては、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、補正額13万5,000円、2節児童福祉費道補助金13万5,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額2,428万7,000円、1節総務費寄附金2,428万7,000円につきましては、1,337件の余市町ふるさと応援寄附金2,428万7,000円の補正計上でございます。

3目教育費寄附金、補正額100万円、1節教育費寄附金100万円につきましては、余市建設業協会様からの小中学校備品購入寄附金100万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額2,544万8,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金2,544万8,000円につきましては、円山公園サテライトオフィス・テレワーク拠点整備事業に伴う繰入金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億698万3,000円、1節繰越金2億698万3,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額50万円、1節雑入50万円につきましては、海の学びミュージアムサポート事業助成金の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、4目緊急自然災害防止対策事業債、補正額3,440万円、1節緊急自然災害防止対策事業債3,440万円につきましては、河川護岸補修事業債1,900万円と町道法面对策事業債1,540万円の補正計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。上段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債事業の追加と起債限度額の変更に伴う補正でございます。1、追加、起債の目的、町道法面对策事業債、限度額1,540万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、償還期限、据置期間を含め30年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。償還財源、一般歳入金、その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

2、変更、起債の目的、河川護岸補修事業債、補正前限度額1,700万円、補正後限度額3,600万円。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

議事の取扱い上、議員協議会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前11時35分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第1号についてこれより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 先ほど議員協議会のほうでもいろいろ聞きました。その結果、分かったことは消費者対策、一般生活者支援というものになかなか予算を振り分けることが今回できなかったのだと。特に事業者が今エネルギー価格関係が高騰して、悲鳴上げている関係があるから、限られた予算をそちらに振るのだと。それは分かるのです。そして、その中で私も指摘しましたが、では今回の支援政策に全て該当しないケースはどのくらいあるのかと、カバー率はどのくらいかといったら、それは分からぬと。それもいいでしょうと。ただ、現実にはそういう人たちはたくさんおられるわけですね。お金が足りない、かといって自分たちの財布から出すこともできないというのであれば、全然足りないから、国はもっと金を出しなさいと言うか、国の責任において政策ちゃんとやってくださいと、この2択しかないわけです。これまでやってきた物価高騰だとエネルギー高騰の中で、先ほどの議員協議会の中でも、水道料金の減免をやったけれども、不公平ではないかという指摘があったというふうに発言されていた方もいたと思うのです。私のところにも同様の指摘は来ております。実は1つ私も町民の皆さんに謝らなければならぬなと思っているのが、全世帯に水道料金を軽減しますというふうに前回言ったときに私は全部のおうちに対して何らかの支援をするのかなと思っていたら、マンションとかで貯水槽を持っているタイプの住宅に住んでいらっしゃる方だと、結局事業者さんと町との契約という関係になるものだから、住まわれている方にその分の支援がいくらかいかないかというのは結局大家さんの胸三寸になってしまっているところがあるので。また、水道を実際に使っていないで生活している方にもこの間の支援政策というのは行き渡ることが残念ながらなかったわけです。そうしたことを考えていけば、そうした方々だって物価高騰で苦しんでいるわけだ。そして、前回の水道料金

支援をやった際には残念ながらそこに支援をすることはできなかったわけだとするならば、せめてその恩恵に浴させることができなかった人たちに支援をしてあげると。私は、これが本来の公平という観点なのかなというふうに考えるのです。どんな政策を打っても必ず完全公平というものにはなかなかならないのだけれども、それを分かった上でなるべく不公平をなくしていこうと思ったら、そういう支援だって後ればせながらやる必要があるのではないかと。まして今現在一般の生活者向けの支援というのはなかなか予算不足でできませんと言っているのであれば、前回やったときにちょっと取り残すことになってしまった人たちに手を打つというのは一つありなのではないかと考えるのですが、その辺りどうでしょう。

○総務部長（高橋伸明君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご答弁になるかどうかちょっと分かりませんが、これまでの町の支援施策の中で該当にならなかった方々に対する支援もすべきではないかという部分のご指摘でございます。そういったご指摘の部分は十分理解はできるのですが、これまでも国がやってきた政策の中でも支援されてきた部分でございますし、それが十分ではないということではあるかと思いますが、町といたしましても、先ほど来の重複になりますが、限られた財源の中でいかに効率よく町内の方々に対する、個人、事業者を通じて、その時点で一番いい方法がこうであろうという形でご提案を申し上げさせていただいたところでございます。今回につきましても個人につきましては低所得者世帯ということでございますが、その他事業者等を通じまして間接的に町内の経済に好影響が、好影響までいかないかもしれませんが、支援をすることによって町内経済の下支えですとか、そういった部分で町民全体への波及効果を望んで予算を計上させていただいたところでございますので、ご理解いただ

きたいと思います。

○14番（大物 翔君） 少なくとも今時点で私が先ほど指摘した後ればせながらの政策は今回はしないよということは、できないのだよということは理解しました。では、今後どうしますかと、そこだけ確認。今後何らかの形でやりますという腹で見ているののか、いやいや、そのときの判断だから、それはそれですからということでその話は終わらせてしまうものなのか、それだけ確認したい。

○副町長（渡邊郁尚君） 14番、大物議員の再度のご質問に私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今回こういったコロナの問題、物価高騰の問題、近年いろいろな部分でかなり目まぐるしいように情勢が変わっているのが現実でございます。我々行政側といたしましては、こういった部分は常に最新の情報、または綿密な今後の予測等を立てながら、そのときに一番効果的な手法、いわゆる町民の福祉向上のために一番効果のある施策を推進していくという立場で臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

○14番（大物 翔君） 副町長にお尋ねしますけれども、つまりそのとき一番いいと思ったらやるけれども、今のところやるつもりはないからねと、そういう発言でいいのかな。今後考えていきます、でもそれが最善の時期に来るかどうかちょっと分からないけれどもということなのか、取り残された形になってしまった人たちに何かしてあげましょうよという話を私はしているのです。だから、そのとき町が判断した効率的な政策を実行していった結果、残ってしまった人たちに対してはそのままでもいいのですかというふうに私は聞いているのです。

○副町長（渡邊郁尚君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思います。

残ってしまった人といいますか、前に当たらな

かったから次当たるのだとかと、そういう問題ではないかと思っていて、やはりその情勢によっていわゆる弱い立場に置かれている人、住民の方々がおられるというのは当然出てくると思います。そういった部分で行政としてはそこは地域の中でいかに、住民福祉の向上というのが最大の使命でございますから、そこをやはり念頭に置きながら、限られた財源の問題もございしますが、その中で施策を進めていく、そういう立場でございます。

○2番（吉田 豊君） 一番最後のページ、投資的経費の中で円山公園サテライトオフィス・テレワーク拠点整備事業、少し詳しくこれを説明していただきたいと思っています。投資的経費なので、いわゆる条例との整合性はきちんと図られているのか、そこも併せてちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長（成田文明君） 2番、吉田議員のご質問に答弁申し上げます。

円山公園ふれあい交流施設につきましては、利便性の向上を目的として、まず昨年度、令和4年度につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、施設内の美観整備等を実施させていただいたところでございます。今年度につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、多目的ホールを含めWi-Fi環境を整備し、サテライトオフィスの活用を図ることでさらなる利便性の向上に努めたいと考え、整備に係る工事請負費並びに備品購入費につきまして計上させていただいたところでございます。

条例との整合性につきましてでございますが、円山公園ふれあい交流施設設置条例という条例がございまして、この中で緑化情報の提供と展示PR業務に関することでありましたり、施設を利用した世代間交流についてもうたわれてございます。そういった条例の趣旨に反しないような活用を図っていかなければならないのは当然のことで

ございますが、世代間交流を図るにつきましてもやはり施設の利便性の向上を図った中で利用者を増やす、そういった部分が重要ななと思ってございます。そういった意味で利用者が増えることによって大きい意味での世代間交流を推進されていられるのかなというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番(吉田 豊君) 施設の活用を図っていくということはすごくいいことだし、条例とか規則にも整合性があるのだということはそれも理解はできますけれども、この円山公園というのはいわゆる国庫補助入っている、そういうところなので。国庫補助が入っているということは、基本的に施設に新たに事業を展開したり、それから事業の変更したり、事業を追加したり、あるいは条例には沿っているけれども、条例から少しはみ出た、いわゆる目的外、そういうものまで手を伸ばすということはいわゆる国の許可が必要だ。申請して、許可行為をしなければ駄目なのだけれども、例えばいつもちょっと疑問に思っているのが、農道離着陸場なんかでもいろいろ使っているけれども、いわゆる国の金の入っているところの許可をきちんと整理してやっていけば問題ないのだけれども、その辺を曖昧にして行政は進むということは非常に危険性を帯びているので、その辺は許可の問題とか、そういうものはないのか。

○建設課長(成田文明君) 2番、吉田議員の再度のご質問でございます。円山公園ふれあい交流施設につきましては、ご質問の中でございましたように国の補助、交付金が入っているといえますか、活用させていただいております。今回昨年度来北海道の公園部局のほうに交付金の関係、あと当町の条例関係も説明させていただいた中で、数回にわたり相談し、助言をいただきながら進めていたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○17番(寺田 進君) 私のほうから8款土木費

の町道法面对策調査設計委託料の件で、湯内漁港の道路ということでお伺いしました。これいつまで委託事業、設計されるのかお伺いしたいのと、その下の法面立木伐採事業がございます。これ漁家団地1号線の山側だと思われまますけれども、危険だということで当然いち早く伐採をしていただければと思いますが、伐採が行われて、山の保水力が低下して、地滑りが起きやすくなるというのはこれ定説であると思われまます。あの部分は昭和62年に小規模治山事業を行っておりますけれども、その後恐らく手がかかっていないと思われまます。当然行っていない道路に土砂が落ちてきているという部分もかなり見受けられるような気がします。また、防備隊までのここの山側一面は土砂災害警戒区域に道のほうから指定されていると思われまます。伐採とこの辺の土砂災害、また道の警戒区域、この辺のことについてはどういう認識を持っていらっしゃるかと、今後どのようにされようとしているのか、そこを伺いたいと思われまます。

○議長(中井寿夫君) 寺田議員に申し上げますが、間もなく正午で、昼食時間の関係もありますので、答弁につきましては午後からといたしますので、ご了承願います。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後1時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の寺田議員の質疑に対する答弁を求めまます。

○建設課長(成田文明君) 17番、寺田議員のご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の町道法面对策調査設計委託料に関するご質問でございます。当該業務につきまましては、令和5年度内の完了を予定しているところでございます。

2点目の町道法面立木伐採委託料の関係に関するご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、当該地域につきましては土砂災害特別警戒区域に指定されております。そういった意味で、施工箇所も急斜面でございますので、今回伐採する予定の立ち木が斜面の保水に寄与している部分もございまして、業務実施に当たりましては伐根しない手法で実施してまいりたいというふうを考えているところでございます。また、今後におきましても当該斜面、道路用地のパトロールを実施していきまして、監視のほうを継続してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第2号 令

和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、歳出において令和5年度への繰越金が確定したことから、介護保険特別会計の今後の財政需要等に対応するため、介護給付費準備基金への積立てを行うものでございます。

また、歳入につきましては、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,028万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額7,470万円、24節積立金7,470万円につきましては、繰越金のうち今後支出が見込まれる国庫支出金及び道支出金等の返還金などを差し引いた残額を介護給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、

上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7,470万円、1節繰越金7,470万円につきましては、基金積立金に要する財源の補正計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時20分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 2023年第2回定例会に1件の一般質問を行います。

件名、補聴器購入の助成について。聞こえの問題は、これまでも一般質問で取り上げてきましたが、前回の質問に対する町長の答弁は、国で一律に制度を設計すべきものというものでした。この間も自治体の施策として各地で実現しています。高齢期を余市町民として暮らす人々の生活の質の向上のため、そして全国の取組で国の制度として実現を迫っていくためにいま一度質問させていただきます。

改めて聞こえにくさで困ることを挙げると、会議で聞き返す、後ろから呼びかけられても気づかない、聞き間違いが多い、車の接近に気づかない、家族にテレビの音量が大きいと言われる。数人の会話で聞き取れないなどがあります。専門家は、これらで困っていることが一つでもあれば補聴器の使用を考えなさいとアドバイスしています。厚生労働省は、令和2年度老人保健健康増進等事業の一環として自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究を行い、令和3年3月に調査結果と提言を出しました。全国1,741自治体悉皆調査で、940自治体から回答を得ています。提言では、自治体として取組を強化すべきこととして難聴を早期に発見する仕組みをつくる必要があるとして、聴力検査や高齢者が集まる場所での早期発見の仕組みの

構築が急務としています。高齢者の難聴を放置すれば会話が不十分となり、社会活動が減り、社会的に孤立することになり、認知症や鬱が進行すると言われていています。脳が萎縮して、意欲が低下、生産性が低下します。要介護度が高くなり、あるいは死亡率も高くなり、医療費の支出が増えることとなります。人として他人とのコミュニケーションを取ることは重要なことです。コミュニケーションが取りにくいことは、人としての存在に関わります。そこで、以下伺います。

1、加齢性難聴者の実態把握について。何事も実態を把握することから始まります。厚生労働省もさきの提言で難聴の早期発見の仕組みづくりを求め、生活のしづらさなどに関する調査や国民生活基礎調査の中に聞こえにくさの項目を入れています。余市町としては、早期発見のための実態把握はどのように考えておられるのか。

2、補聴器購入の余市町での助成について。補聴器購入助成を始めた根室市の例を見てみます。人口は約2万4,000人、2022年4月から助成を始めました。購入費のうち市民税課税世帯は2分の1、非課税世帯は3分の2が給付限度額内で給付されます。限度額は片耳につき5万円、医師の意見書があれば両耳給付、課税世帯で両耳購入の場合見積価格が32万円とすると、市の給付額は10万円、自己負担22万円となります。2022年11月18日時点での給付実績は、補聴器両耳が31件、約310万円、片耳購入は10件、50万円の計360万円です。市の担当者は、当初の予想を超える利用で、事業効果の高さを実感しているとのこと。根室市の経験を参考にすれば、余市町でも町民への助成は可能と考えるが、見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁します。

1点目の加齢性難聴者の実態把握に関する質問ですが、聴覚の障害により障害者手帳の交付を受けている方は89名であり、そのうち補聴器の交付

者数は61名と把握しております。なお、聴覚の障害認定を受けていない加齢性難聴の方々への実態調査につきましては、現時点で調査を実施する予定はありません。

2点目の補聴器購入の余市町での助成に関する質問ですが、補聴器購入の助成につきましては障害者手帳をお持ちの方から申請を受け、北海道立心身障害者総合相談所に判定を依頼し、必要な状況と認められた方には支給券を交付し、原則1割の自己負担で補聴器を購入することができます。身体障害者手帳をお持ちでない方に対する支援については、国で一律に制度を設計すべきものと考えておりますので、町独自の助成については現在その考えはありません。

○13番（安久莊一郎君） 前回と同じ答弁で非常に残念です。なぜこの場で最初実態調査を私が繰り返し述べるかということですがけれども、難聴の場合に専門家によれば早めに補聴器等の対処をすれば悪化を防げるということがあるのです。ですから、まず本人がこれ非常に気づかない、難聴ということなかなか気づけない性格の病気です。ですから、ちゃんと検査を受けて、そして難聴であると、治療が必要であると、補聴器の利用をしなければいけないということで難聴の進行を防ぐ。先ほども述べましたけれども、難聴の進行は人とのコミュニケーションが取りにくくなるわけです。ですから、コミュニケーションを取れないということになれば、人としての人権の問題にも関わります。ですから、こう言っているのですけれども、先ほども前段で言いましたけれども、厚生労働省の調査結果と提言というのがあります。それは自治体に難聴を早期に発見する仕組みをつくる必要があるということを言っておりますけれども、それも併せて、厚労省のそういう調査結果と、それから提言、これについてはどのようにお考えですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

安久議員におかれては令和2年、3年、4年と毎回この質問をしていただいているわけでありませう。今回最後かもしれないので、私も実は前向きに本当に答えたいのですけれども、自治体の財政を預かる身、そして自治体の戦略を立てる身としては、先ほど申し上げたとおり、本件に関しては厚労省がそういう提言をしているのであれば、国として一律に制度を設計すべきというのが自治体としての立場でございまして、財源が潤沢な自治体であれば別の政策が可能かもしれませんが、限られた財源をどう振り向けていくのかというのは、私は将来に対して責任を持ってやる立場にございまして、現在国のほうで制度がない以上は町として独自にやるつもりはないというのがこれまで令和2年、3年、4年と同じ回答になって、安久議員、ライフワークとしてこれに取り組んでおられることには非常に敬意を表すところでありますが、同じ回答になるということでございます。

○13番（安久莊一郎君） 考えていただくということはいいのですけれども、これは国が制度としてやれば一番いいわけで、そのためにも今各自治体、自治体独自の購入助成制度をやっているところが増えていきます。道内でも増えております。まだ全体としては僅かな規模ですけれども、けれどもそういうのをどんどん増やしていく。そして、それが国の制度を動かしていくと。国も難聴の取組が、認知機能との関係も研究しているわけです。ですから、そういうときに余市町も国がやる前に、まだできないときに独自でやって、国に圧力をかけていくということが必要だと思うのです。

それと、国が制度をつくらぬ間、そうしたら余市町民は難聴で苦しむ人はそのまま放置していいのかという問題があるのです。だから、町民が困っている、それに対して、町として町民の苦難に対して何かしらのまず前進をつくっていくということが大事だと思うのですけれども、それが

やっぱり地方自治体の役目ではないのですか。それについてお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

前回、前々回と同じことを言っていますけれども、難聴における補聴器の購入の助成については、先ほどの答弁でもありますとおり、既に制度がございまして、そちらをまず使っていただいて、補聴器購入をしていただくのがいいかというふうに思っております。

○13番（安久莊一郎君） 補聴器の公的助成ができるのは、やっぱり重度の障害を持たれている方なのです。加齢性難聴、高齢期の難聴については軽度か中等度、この障害については、難聴については該当していないのです。ですから、こうやって繰り返し要望しているわけです。難聴でこれだけ困っている人が増えているものですから、やっぱり実施する自治体が少しずつでも増えていって、それが住民にとって助けとなっているわけですから、そこのところを考えていただきたいのですけれども、何か検討するところまではいっていないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど私が答弁させていただいたとおり、安久議員、ライフワークとして本件に取り組んでいることに非常に敬意を表すところであります。しかし、私が未来に向けて財源を預かる、余市町のかじ取りを預かる身としては、どこに予算を振り分けるか非常に考えながらやっているわけでございます。各自治体の横の状況を見ても940自治体調査を行った例がありますが、実施しているのが0.7%、7自治体で、それ以外は実施していないという状態でございます。このように各地方自治体に本件の実施を託すのではなくて、先ほど来申し上げているとおり、国において一律に本件に関しては制度を設計すべきであるというふうを考えて

いるわけです。

**○13番（安久莊一郎君）** 調査結果によってまだ実施するところは非常に少ないと。ですから、この厚労省の調査の結果と提言の中では、自治体がこの取組を早く進めなさいと、こう言っているわけです。ですから、その実態を、厚労省の提言もそれでは駄目であるということ言っているわけですから、だからそこをを考えながら、実施する自治体が一つでも毎年増えていくという実態をよく考えて、その先頭にやっぱり余市町が立つと。これが高齢者にも優しい余市町をつくるということになるのではないかと思うので、ぜひそこを考えていっていただきたいと思います。

先ほどから予算の関係、これを実施するためにお金、使い道がどうだ、余市町としては補聴器購入にお金をまだ出せないということ言われたのですけれども、それで最近新たに、去年から始めた根室市の例を挙げたわけです。先ほども言いましたように、根室市では去年の4月から助成を始めて、人口が約2万4,000人ですから、ちょうど余市町が考えるのにもいい、適当な人口だと思ひまして、取り上げました。それで、そこにも出ていますけれども、市の担当者も当初の予想を超える利用で、事業効果の高さを実感していると言っているのです。ですから、この根室市の経験、これは十分に検討すべき事例ではないかと思うのです。だから、根室市でこれ補聴器購入について実績として360万円なのです。それで、実際に市民税の課税の方、市民税課税世帯で半分の助成ですけれども、それで給付額が10万円、自己負担が22万円、やっぱりこれまだ自己負担が22万円ということは非常に厳しいところなのですけれども、それでも何とか補聴器を使おうということでこれだけの人が補聴器を利用しているわけです。ですから、できるところから、それは無理に財政破綻するようなことはできないわけですから、財政の範囲内で何とか一歩でも進むということをごひ考えても

らいたいのですけれども、それについてはいかがですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

根室市の例に関しては、先ほど安久議員から31件が両耳、片耳10件という話でしたけれども、人口に関して言いますと余市町のほうが少ないですが、余市町の補聴器交付者は61名となっております、こちらのほうが多いということを指摘しておきますのと、根室市と余市町では財政状況が全く異なりまして、その辺も指摘しておきます。

**○13番（安久莊一郎君）** 実は根室市の財源、これふるさと納税をまず使っているということなのは、私たちもそれを推奨するというわけにはいかないと思うのですけれども、根室市としてはそこを考えて、財源として使っているわけです。だから、余市町もやっぱり真剣に補聴器購入、高齢者ばかりでなくて、難聴で困っている人がいるわけですから、そのためにどこかから取っかかりをつくって、進めていくと。初めは小さな規模かもしれないけれども、それを財政を見ながら、それから難聴者の実態を考えながら少しでも進めていくということが、これは町長に考えていただきたいことではないかと思うのですけれども、そこまではどうですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

根室市のふるさと納税は100億円ありますので、それは潤沢な資金があるということでございます。余市町に関しては、先ほど来申し上げましたとおり、根室市よりも多くの方々が補助金によって補聴器を買っているというような状況でございますので、そちらのほうを有効活用していただければいいのと、繰り返しになりますが、国で一律に制度を設計すべきだということを指摘しておくのと、また財源に関しては例えば仮に500人の方々に

全部支給したとしたら、財源的には1億円ぐらいかかるわけでございまして、町の財政を預かり、未来に向けて町の政策を立案していく者としては町の一般財源によってこれを行うことはできないという判断になります。

**○13番（安久莊一郎君）** 何億円という話は前回はされたのですけれども、根室市の場合だって、人口余市よりも多いところが360万円ですか、ですから余市町として実態をつかみながら、そしてもしこの制度をつくったときにどれぐらいの予算規模になるか、適当かというのはやっぱり根室市でも検討しているわけです。ですから、そこをまず考えればいいことなので、実態がどうなるかということがやっぱり必要なことなので、だから実態調査もしなさいということをおっしゃっているわけです。そして、その下で、本当に難聴になると、私もその例ですけれども、やっぱり先ほどいろいろ困ることいっぱい言いましたけれども、生活上でもコミュニケーションを取る上でも非常に難聴者は困っているわけです。人の集まりに出ても話がよく分からないということもあります。ですから、ぜひ難聴者の苦しみ、これをまず理解していただきたい。そして、そのために余市町としてできること、これはどんなことでもいいので、まず一歩進めていただきたい。そこから話は始まるのではないかと思うので、ぜひその取組に努めていただきたいと思っておりますけれども、最後にこれはどうですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

冒頭申し上げたとおり、安久議員、ライフワークとして取り組んでおられるから、私としても前向きな答弁をしたいとは思っているのですけれども、先ほど来申し上げているとおり、国で一律にやるべきことなので、余市町としては現在は考えていないということでもあります。他方で、難聴者の苦しみを分かっていないかといったらもちろん

分かっている、できれば全ての方々が幸せに暮らせる社会の実現がもちろん国として、地域として必要だと思いますが、そこは先ほど来いろいろな議論がありますけれども、やはり予算の制限ですとか社会的な制約というのがあるわけなので、その辺はかじ取りを任された身としてはどの方向にいくのが一番社会の大多数を幸せにできて、地域を未来に残していくかというのを常に考えながらやっていくわけでございまして、今現時点では余市町の予算においてやるということは今のところは考えられないという、最後にとおられたので、前向きな答弁をしたいわけですが、そこはご理解のほうをいただければと思っております。

**○13番（安久莊一郎君）** 何とか前向きな答弁をしたいということで、それは分かりますので、ぜひ検討していただきたいのです。ただ、ちょっと町長の認識として、補聴器購入の公的助成、これは今受けている方は重度の方なのです。だから、私みたいにまだ軽度、中等度の部分にはそれは当たらないのです。だから、そのことを強く言っているのですけれども、それについてはいいですか。助成ある人は重度の方なのです。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

本件は、先ほど来申し上げているとおり、難聴が社会的な課題であると厚労省が提言して、自治体がやりなさいと、安久議員がおっしゃるとおり、そういう提言をするのであれば、やっぱりきちんと厚労省も予算を用意してくださいということなのです。そうであれば、自治体としても非常に政策を導入しやすくなるということに尽きるかと思っております。この少子高齢化社会の中でどこに予算を振り分けていくのかというのは本当に社会的な議論の中で非常に難しいかじ取りを各自治体が取らなければならないわけですが、社会的な問題として厚労省が認識しているのであれば、きちんとそちらのほうに予算を振り向けて、国として

制度設計していかないと、自治体としてはなかなか厳しいものがあるというのが実態であります。やりたくてもできないということがほとんどの自治体ではないのかなというふうに思います。

○13番（安久莊一郎君） ぜひ前向きにこれからも考えていっていただきたいと思って、これで私の質問を終わります。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明21日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時50分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中   井   寿   夫

余市町議会議員          12番   近   藤   徹   哉

余市町議会議員          13番   安   久   莊 一 郎

余市町議会議員          14番   大   物           翔